

令和3年11月12日

# 仕 様 書

この仕様書は、社会福祉法人宮城厚生福祉会（以下、「甲」という）が、契約相手方（以下、「乙」という。）に発注する「介護老人福祉施設 十符・風の音 空調設備更新工事」について適用する。

施工場所：介護老人福祉施設 十符・風の音

住 所：宮城県宮城郡利府町葉山1丁目53

予定工期：2022年9月から2023年1月まで

事業概要：空気調和設備の老朽化に伴い最新型の設備を導入し省エネルギー化及び省コスト化を図ることを本事業の目的とする。

## 【仕 様】

### 《空調設備工事》

1. 施設内の空調設備更新工事とする。
2. 空調機器は国内メーカーの機器を選定すること。
3. 冷暖房能力は既存機器と同等以上の能力で選定すること。
4. 冷媒配管・ドレン配管は既存配管を再利用とし、新設配管は最小とする。
5. 配管の新設に伴う保温工事は本工事とする。
6. 既存の空調機器は可能な限り撤去し、残置する機器は甲と協議をする。

### 《電気設備工事》

1. 空調機器更新に伴う電気設備工事は本工事とする。
2. 既存の冷暖房機器用電気配線は再利用可とする。
3. 冷暖房機器の能力変化に伴う容量増設及びブレーカーの交換は本工事とする。
4. 既存受変電盤メーカーと協議の上、空調用電源を設置すること。

### 《制御工事》

1. 冷暖房設備用の制御配線は再利用する。
2. 現状と同じ場所に集中リモコンを設置すること。
3. 補助金仕様の計測システムを導入し、空調システムと連動する事
4. 更新する空調機の電力量計測については、既存受変電盤メーカーと協議を行う

《共通項目》

1. 工事の期間中は利用者、入居者及び施設職員の安全に最大限の配慮をすること。
2. 本仕様書による再利用箇所（配管・配線）に異常が認められ再利用が困難と認められた場合は甲と協議する。
3. 工事は平日及び休日を利用しての工事とする。
4. 日曜日及び祝祭日の工事は事前に協議をし、可否を判断する。
5. 本事業は、国等による補助金申請が契約の条件となる為、対応可能な設備等の選定を行うこと。  
また、乙はその際にエネルギー計算等、資料提出を求められた場合、甲の指示に従うものとする。

【諸法令等の遵守】

乙は、当該工事に関して以下の諸法令を遵守し、工事の円滑な進行を図るとともに、諸法令の運用、適用は乙の責任において行うこと。また、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約に関して、諸法令に照らし矛盾が判明した場合には直ちに甲と協議すること。

1. 建築基準法
2. 労働安全衛生法及び同法令による政令、規則
3. 電気事業法及び同法令による政令、規則
4. 電気設備技術基準
5. 電気用品安全法
6. 日本工業規格（JIS）
7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
8. フロン回収・破壊法
9. 建設工事にかかわる資材の再資源化等に関する法律
10. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
11. エネルギーの使用合理化等に関する法律
12. その他、関連する法規等

【仕様書の疑義】

本仕様書についての疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

【守秘義務】

乙は、業務上知りえた情報については機密保持に努め、第三者に漏らさぬこと。